

第17期定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況
個別注記表

(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しています。

バリュークリエーション株式会社

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令、倫理、社会規範の遵守を経営の最重要課題の一つと位置付け、「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、企業倫理及びコンプライアンスの意識の醸成と浸透を図る。
- (2) 監査役会を設置し、取締役の職務執行の監督機能の充実を図り、経営の健全性と透明性の維持並びに一層の向上を図る。
- (3) 内部監査部門は、法令及び定款等の遵守状況及び業務の効率性について監査し、代表取締役にその結果を報告する。
- (4) 不祥事件等の発生について、社内の報告、調査制度を整備し、それらの事件への対処、是正、届出、再発防止等必要な措置を適切に行う。
- (5) 「反社会的勢力対策規程」を定めて「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」旨明記し、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たない。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察等外部関係機関と連携を図り、毅然としてこれに対応する。
- (6) 違法行為等の発生について、それらを未然に防止し又は早期に発見するため、内部通報制度を設置する。また、内部通報を行った者に対して、通報を行ったことを理由として不利益な扱いをすることを禁止する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会、取締役会等重要な会議の議事録、稟議書、各種契約書、その他の職務の執行に関わる重要な文書（電磁的な記録を含む、以下同様とする。）は、法令、定款及び「文書保管管理規程」に基づき、適正に作成、保存、管理（廃棄を含む。）する。
- (2) 情報の管理については、個人情報保護マネジメントシステムの規格に基づき適正に管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク・コンプライアンス規程」に必要な条項を定め、リスク管理体制を構築・整備・運用する。

- (2) 内部監査部門は、各部署のリスク管理の状況が適切であることを随時モニタリング及びレビューし、その結果を代表取締役、監査役に報告する。
 - (3) 事業の重大な障害、事件、事故、及び災害等が発生した場合は、代表取締役を長とする対策本部を設置し、情報収集、対応策の検討・決定及び実施等により、事態の早期解決を図る。
 - (4) リスク管理体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図るための研修等を適宜実施する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役の担当業務及び職務権限を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保し、チェック機能の強化と業務執行の効率化を図る。
 - (2) 取締役会において、中期経営計画及び年度予算を策定し、各部署において達成すべき目標を明確化するとともに、経営環境の変化に機敏に対応しつつ連携を保つため、必要な情報を全社的に共有する環境を整備する。
 - (3) 定例の取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社は、監査役会事務局を設置し、監査役の業務を補助する。
- ⑥ 使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 補助使用人(以下、使用人)は、監査役が指示をした補助業務については、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。
 - (2) 補助使用人の任命・異動、人事評価及び懲戒等については、監査役の意見を尊重する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (1) 補助使用人は、監査役に同行して、代表取締役や会計監査人と定期的に意見交換する場に参加する。
 - (2) 取締役及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、随時、株主総会、取締役会等重要な会議の議事録、稟議書、各種契約書、その他の職務の執行に関わる重要な文書を閲覧させるようにする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

監査役会の職務の効果的な遂行のため、取締役及び使用人は、以下の事項が発生した場合、速やかに監査役及び監査役会に報告する。

イ.当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が発生したとき

ロ.取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見したとき

ハ.その他当社の信用を毀損するおそれのある事実を発見したとき

ニ.上記に準じ、当社の事業運営上重要な影響を及ぼす事実を発見したとき

⑨ 上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

報告（内部通報を含む）を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は支出した費用の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用又は債務が、監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、速やかにこれを支払う。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（１）監査役は、社内の重要課題を把握し、必要に応じ意見を述べることができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。

（２）取締役及び使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、子会社調査、子会社監査役との連携等の監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

（３）監査役は、監査の実施に当たり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

リスク・コンプライアンス規程等の各種規程の制定及び周知徹底を行っています。その上で、内部監査室は監査役会と連携し、使用人の職務執行に関する状況把握及び監査を定期的に行っております。また、監査役会は取締役の職務執行のモニタリングを行い状況把握及び監査を定期的に行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る情報が記録された文書及び電磁的記録については、社内規程に従い、適切に保存及び管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役直轄の組織として内部監査室を設置し、組織横断的なリスクの状況把握及び監視を行い、代表取締役に対してリスク管理に関する事項を報告しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を速やかかつ柔軟に開催し、経営に関わる重要事項に関して迅速に意思決定を行い、職務執行を監督しております。また、組織規程及び職務権限規程に基づき、適切に業務を分掌させた上で、権限の委譲を行い、付与された権限に基づき、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築し、運用しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主に定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～15年
工具、器具及び備品	4年～8年

② 無形固定資産

・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(2) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① マーケティングDX事業

運用型広告を中心とするプロモーション手法を通じ、顧客のWebサイトへの集客を適切に行うための課題抽出、戦略立案から広告の運用までを一貫して実施しております。具体的には顧客のマーケティング戦略に応じて複数種類の広告手法・プラットフォームを柔軟に組み合わせ、プロモーションを設計・運用しております。

顧客との広告業務委託基本契約書に基づき広告運用サービスを提供することを履行義務として識別しております。当該履行義務は広告運用サービスが引き渡される一時点で充足されるものであり、当該時点において収益を認識しております。

なお、当該事業におけるサービス提供のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る額から取引先等に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

② 不動産DX事業

主にユーザーと解体業者がマッチングした際に手数料を受領する事業であり、登録解体業者との利用規約

に基づき解体希望のユーザーを紹介し、ユーザーと解体業者との間で取引が成約した時に履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 31,882千円
- (2) 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越契約及びコミットメントライン契約の総額	450,000千円
借入実行残高	100,000千円
差引額	350,000千円

4. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末の 株式数（株）
普通株式	1,150,400	1,150,400	－	2,300,800

- (注) ． 変動事由の概要
株式分割による増加 1,150,400株

- (2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末の 株式数（株）
普通株式	37	37	－	74

- (注) ． 変動事由の概要
株式分割による増加 37株

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2024年5月30日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	13,804	12.0	2024年2月29日	2024年5月31日

(注) 当社は、2024年3月16日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、2024年2月29日を基準日とする配当につきましては、株式分割前の株式数を基準とした金額を記載しております。

(4) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2025年5月28日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	14,954	6.5	2025年2月28日	2025年5月29日

(5) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び株式数
普通株式 273,680株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産等に限定しており、また資金調達については銀行借入により調達する方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、出資金は、発行体の信用リスクに、敷金については、差入先の信用リスクに晒されております。

買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日となっており、流動性リスクに晒されております。借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

[売掛金]

営業債権である売掛金に係る取引先の信用リスクは、与信管理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高の管理を行うとともに、信用状況を年1回見直し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握および軽減を図っております。

[出資金]

定期的に決算書等、財務状況を把握できる書類を入手し、発行体の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

[敷金]

敷金については、差入先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

[短期借入金及び長期借入金]

事業用資金としての借入金に係る金利変動のリスクに対しては、主として固定金利での調達を行うことで対応しております。

[買掛金及び未払金]

営業債務である買掛金及び未払金に係る流動性リスクに対しては、月次の予算統制に基づき、適時に資金繰り計画を作成することにより、管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時 価	差 額
敷金	56,230	54,532	△1,698
長期借入金(※2)	589,753	585,925	△3,827

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金は「長期借入金」に含めております。

(注) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
出資金	150,030

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時 価			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
敷金	－	54,532	－	54,532
長期借入金	－	585,925	－	585,925

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払費用	6,440千円
未払事業税	2,022千円
敷金	1,313千円
その他	1,815千円
繰延税金資産合計	11,591千円
繰延税金資産の純額	11,591千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	マーケティングDX	不動産DX	合計
一時点で移転されるサービス	3,227,241	204,734	3,431,976
一定の期間にわたり移転されるサービス	－	－	－
顧客との契約から生じる収益	3,227,241	204,734	3,431,976
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	3,227,241	204,734	3,431,976

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権

	当事業年度（千円）
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	2,237,769
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	2,731,350
契約負債（期首残高）	13,098
契約負債（期末残高）	16,347

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 252円88銭

(2) 1株当たり当期純利益 37円54銭

(注) 当社は、2024年3月16日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

(資本金の額の減少)

当社は、2025年4月14日開催の取締役会において、2025年5月28日開催の第17回定時株主総会に、資本金の額の減少（減資）について付議することを決議しました。

(1) 減資の目的

今後の資本政策の機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(2) 資本金の額の減少の内容

①減少する資本金の額

2025年2月28日現在の資本金額157,839,360円を107,839,360円減少して50,000,000円といたします。なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

②資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額をその他資本剰余金に振り替えます

③資本金の額の減少が効力を生ずる日

2025年7月10日（予定）

(3) 減資の日程

①取締役会決議日	2025年4月14日
②定時株主総会決議日	2025年5月28日
③債権者異議申述公告日	2025年6月2日（予定）
④債権者異議申述最終期日	2025年7月2日（予定）
⑤減資の効力発生日	2025年7月10日（予定）

(事業の譲受)

当社は、2025年3月18日開催の取締役会において、Dad株式会社のLISMA事業の譲受を決議し、同日付で事業譲渡契約を締結いたしました。

(1) 事業譲受の概要

①相手先企業の名称及びその事業の内容

相手先企業の名称 : Dad株式会社

譲り受けた事業の内容 : LISMA事業 (LINE公式アカウントを活用した新規売上直結型のリストマーケティングサービス)

②事業譲受を行った主な理由

当社は、創業以来17年間様々な企業に対してマーケティング支援を提供してきました。高い継続率を誇る満足度の高いマーケティング支援実績や、自社内の新規事業創出経験に基づく確かでリアリティをもったノウハウは、日々刻々と変化する業界においてクライアント様から好評をいただいています。

この度さらなる事業拡大を目指すためにも、既存事業とシナジー効果が見込めるLISMA事業の譲受けが有効と考え、本事業譲渡契約の締結に至りました。

③事業譲受日

2025年3月31日

④事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(2) 事業譲受の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	40,000千円
取得原価		40,000千円

(注) 当該取得価額に加えて、当該事業から発生した売上総利益が一定水準を超えた場合、条件付取得対価 (以下、アーンアウト対価) を相手先に支払う条項を締結しております。アーンアウト対価は、相手先に追加的に支払われる対価であり、譲渡日から2年間 (2025年4月1日から2027年3月31日まで) における当該事業から発生した売上総利益が一定水準を超えた場合、60,000千円の支払いが行われる可能性があります。

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

財務及び法務に関する調査費用等 1,986千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(事業の譲受)

当社は、2025年3月25日開催の取締役会において、株式会社デジタルプラスのデジタルマーケティング支援事業の譲受を決議し、同日付で事業譲渡契約を締結いたしました。

(1) 事業譲受の概要

①相手先企業の名称及びその事業の内容

相手先企業の名称：株式会社デジタルプラス

譲り受けた事業の内容：デジタルマーケティング支援事業

②事業譲受を行った主な理由

当社は、創業以来17年間様々な企業に対してマーケティング支援を提供してきました。高い継続率を誇る満足度の高いマーケティング支援実績や、自社内の新規事業創出経験に基づく確かでリアリティをもったノウハウは、日々刻々と変化する業界においてクライアント様から好評をいただいています。

この度さらなる事業拡大を目指すためにも、既存事業とシナジー効果が見込めるデジタルマーケティング支援事業の譲受けが有効と考え、本事業譲渡契約の締結に至りました。

③事業譲受日

2025年4月1日

④事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(2) 事業譲受の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	140,000千円
取得原価		140,000千円

(注) 当該取得価額に加えて、当該事業から発生した売上総利益が一定水準を超えた場合、条件付取得対価（以下、アーンアウト対価）を相手先に支払う条項を締結しております。アーンアウト対価は、相手先に追加的に支払われる対価であり、譲渡日から1年間（2025年4月1日から2026年3月31日まで）における当該事業から発生した売上総利益が一定水準を超えた場合、20,000千円の支払いが行

われる可能性があります。

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

財務及び法務に関する調査費用等 1,878千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。